



令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。
市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた
取組などをお知らせします！



図書館HPはこちら



デジタルサイネージ

図書館のサービスを拡充しています 問合せ 中央図書館 ☎271・3001

市では、皆さんの多様なニーズに応える地域の情報拠点施設として、図書館のサービスを一層充実させていきます。
コロナ禍で来館が難しくても読書を楽しめるよう、電子図書館を本格導入し、ホームページをリニューアルしました。新たな子育て支援として「託児サービス」を始めるなど、より利用しやすい環境を整えています。
中央図書館および若葉駅前カウンターには、コロナ禍でも安心して本を借りていただけるよう、「書籍除菌機」を増設しました。また、デジタルサイネージ(電子看板)の設置により、さらに詳細なお知らせを発信できるようになりました。
今年度は蔵書数も増やしていく予定ですので、暮らしを豊かにする場所として、ぜひ図書館をご利用ください。

書籍除菌機



新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の適用期間を延長します

問合せ 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

**9月30日まで適用期間が延長
になりました**

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で「新型コロナウイルス感染症」に感染した方などが、療養のために仕事を休んだ期間に対して傷病手当金を支給しています。

適用期間

令和2年1月1日から令和3年6月30日の間で療養のため仕事を休んだ期間を令和3年9月30日まで延長(入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給要件

・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方
・勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方

※ 給与収入の全部または一部の支払いを受けている方には、給与の支払いを受けていない間は、傷病手当金を支給できません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します

申請方法
申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。
申請には、医師の証明(医療機関を受診した場合のみ)や事業主の証明書が必要となります。



国民健康保険



後期高齢者
医療保険

新型コロナウイルス感染症にかかる保険料(税)減免について

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当・高齢者医療担当、介護保険課介護保険担当

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(税)が減免となります。

保険料(税)の減免の対象となる方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

↓保険料(税)を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

↓保険料(税)の一部を減額



国民健康保険

後期高齢者
医療保険

介護保険

国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
(1)から(3)のすべてに該当すること		(1)(2)のどちらも該当すること
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること		(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること		(2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること		
申請先および問合せ先 ※ それぞれの保険料(税)により、減免申請期限が異なりますのでご確認ください		
保険年金課国民健康保険担当	保険年金課高齢者医療担当	介護保険課介護保険担当

国民年金免除にかかる臨時特例手続き

問合せ先 保険年金課国民年金担当

新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少してしまった方が国民年金保険料の免除を受けることができる臨時特例手続きが令和2年5月1日から始まりました。

対象となる方

次の2点をいずれも満たした方

- ①令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ②令和2年2月以降の所得などの状況から見て、当年中の所得の見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること

対象期間

令和2年2月以降の国民年金保険料が対象となります。

免除猶予

- 令和元年度分(令和2年2月～令和2年6月)
- 令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)
- 令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月)

学生納付特例

令和元年度分(令和2年2月

～令和2年3月)
 令和2年度分(令和2年4月～令和3年3月)
 令和3年度分(令和3年4月～令和4年3月)
 ※ 各年度分ごとに申請していただく必要があります。また、令和3年度分の免除猶予の申請は7月1日から受付開始となります

必要書類

- ① 一般の方
免除申請書および所得の申立書(臨時特例用)
- ② 学生の方
学生納付特例申請書、所得の申立書(臨時特例用)および学生証のコピー

手続き方法

必要書類を保険年金課国民年金担当または川越年金事務所へ提出してください。

※ 免除申請書などは、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。申請書の提出は、できる限り郵送

での手続きをご利用ください



日本年金機構
HPはこちら

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

令和3年度国民健康保険税算出方法

	課税の基礎	医療分 (0~74歳)	後期分 (0~74歳)	介護分 (40~64歳)
所得割額	(令和2年中の 所得金額-43万円) ×右の税率	7.4%	1.6%	1.2%
均等割額	被保険者 1人について	1万 7000円	1万円	1万円
世帯課税限度額		63万円	19万円	17万円

国民健康保険税は、国保加入世帯の人数、所得に応じて課税されます。今年度分の納税通知書は7月上旬に送付します。7月9日(金)を過ぎても届かない方はお問い合わせください。

保険税は世帯主が納めます
世帯主が国保加入者(被保険者)に関わらず、納税義務者は世帯主となります。ただし、保険税の算定は加入者のみで計算します。また、納税通知書のほか、被保険者証の送付や未納の場合の督促状なども、すべて世帯主あてとなります。

保険税の納め方

国保加入者が65歳以上の方のみの世帯で年金を受給している世帯主の方は、一定の要件に該当する場合、保険税は

年金から差し引かれる特別徴収となります。それ以外の方は納付書または口座振替などによる普通徴収となります。

納付の方法には、インターネットバンキングやクレジットカード(別途手数料)もあります。ぜひご利用ください。

保険税の納め忘れに注意
納期を過ぎると延滞金の加算や滞納処分の対象となります。滞納が続くと短期被保険者証や資格証明書の代替発行、また、人間ドックの補助などの給付の制限を受けることがあります。

非自発的失業者(特定受給資格者または特定理由離職者)は保険税が軽減されます
会社の都合で離職された方の保険税は軽減されます。

対象 離職日時点で65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その理由が非自発的失業である方

軽減期間 離職日の翌日から翌年度末まで

申告に必要なもの 雇用保険受給資格者証、保険証

新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については13ページをご覧ください。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

問合せ先 保険年金課国民年金担当

経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の全部または一部を納めることが免除される「保険料免除制度」、保険料の全部を納めることが猶予される「納付猶予制度」が申請できます。

「全額免除・一部免除」は、本人、世帯主、配偶者の前年所得が審査対象となり、「納付猶予」は、本人、配偶者の前年所得が審査対象(ただし、50歳未満の方)となります。

申請期間
7月から翌年6月までです。過年度分は2年1か月前までさかのぼって申請することができます。

申請に必要なもの
退職した場合は、失業したことを確認できる雇用保険受給資格者証、離職票など公的機関の書類を添付してください。

全額免除または納付猶予を継続で申請し承認された方は、窓口で申請する必要はありません。なお、継続申請の方には日本年金機構から審査



申請窓口
保険年金課国民年金担当

結果が10月頃までに郵送されます。

保険料の追納
免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い順に追納できます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額を加算して納めることとなります。

また、免除については、保険料を追納しなかった場合でも、承認された免除の種類に応じて老齢基礎年金の受給額に計算されます。

国民健康保険証の一斉更新を行います

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

現在の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証は7月中旬に世帯主あてに簡易書留郵便で送ります。地区ごとに順次配付します。7月末になっても届かない場合や記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日までです

○有効期間内に後期高齢者医療制度の対象者になる方は誕生日から、70歳になる方は誕生日の翌月から保険証が切り替えとなります

○有効期限が切れた保険証は、ご自身で裁断するなどして、処分をお願いします

○保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。表示欄を保護するシールを希望される方には、各公共施設で配布します

70歳以上の方へ

令和2年8月1日から「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」が一体化し「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています。

○一部負担割合(2割または3割)は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に記載されています

○これから70歳になる方は、誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生月)から対象となりますので、対象月の前月下旬頃に「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します

会社の健康保険に加入した場合

国保加入者が会社の健康保険に加入または扶養になったときは、国保の資格喪失届が必要ですが、届出がお済みでない方は、手続きをお願いします。なお、他の健康保険に加入した後に、国保の保険証を使い診療を受けた方は、国保負担分の医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

届出に必要なもの

①国保の保険証など②職場などの保険証③マイナンバー確認書類(①③ともに世帯主および対象者分)④運転免許証または旅券など(官公署が発行した顔写真付の証明書)

滞納している世帯の方

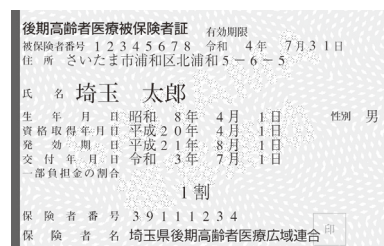
国民健康保険税を1年以上滞納している世帯は、有効期間の短い保険証(短期保険証)を7月中旬以降に交付します。別途通知しますので、ご確認ください。

後期高齢者医療保険からのお知らせです

問合せ先 保険年金課高齢者医療担当

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新を行います

現在の被保険者証の有効期限は7月31日までです。被保険者証は7月中旬に簡易書留郵便でお送りします。



後期高齢者医療被保険者証
令和2年度版(7月まで)：緑色
令和3年度版(8月以降)：紺色

令和3年度分保険料の納付通知書を7月中旬に送付します

納付方法
①特別徴収(年金からの天引き方法)

年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。

また、令和3年度より平準化を始めます。詳しくは17ページをご覧ください。

②普通徴収(納付通知書などで納める方法)

納付通知書により金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。新型コロナウイルス

ウイルス感染予防および納付忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。

保険料の算出方法

①所得割額
(令和2年中の所得金額÷43万円)×7.96%

②均等割額

年間4万1700円

①と②の合計額が1年間の保険料となります(賦課限度額は64万円です)。

保険料が7.75割軽減となっていた方へ

これまで特例措置として均等割額が軽減されていましたが、軽減特例の見直しに伴い、令和3年度は7割軽減となります。詳しくは、納付通知書に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。

保険料の減免制度について

災害や火災、収入減少など特別な事情がある場合は、保険料の減免申請をすることができます。減免申請をお考えの場合は、事前に保険年金課高齢者医療担当までお問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減免については、13ページをご覧ください。

『限度額適用認定証』の交付・更新について

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

入院や通院により1か月に支払う医療費の一部負担金が一定額を超えるときには、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いを自己負担限度額までとすることができます。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事が減額できる場合もあります。

認定は、申請月からとなります。なお、すでに交付をしている「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」などは有効期限が7月31日で満了となります。必要な方は、7月20日(火)より郵送または、窓口で申請してください。

郵送申請に必要なもの

- ・限度額適用認定申請書(ホームページからダウンロードできます)
- ・本人確認書類(免許証などの写し)
- ・切手を貼った返信用封筒
- ・**窓口申請に必要なもの**
- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・本人確認書類(免許証など)とマイナンバー確認書類

・金額の記載のある課税証明書(令和2年1月2日以降鶴ヶ島市に転入し即日交付を希望される方のみ)

申請が不要な方

国民健康保険の場合
70歳以上で所得区分「現役並み所得者Ⅲ」または、「一般」に該当する方

後期高齢者医療制度の場合

「令和2年度中に交付されている方」または、「課税所得690万円以上」に該当する方

なお、令和2年度に未交付で、令和3年度において、住民税が非課税の世帯に属している方または課税所得690万円未満の方は、申請が必要です。

※ 令和3年度も継続該当になる方には、市から限度額認定証または減額認定証を発送します

自己負担限度額は、年齢、所得などによって異なります。世帯に税の申告をしていない方がいると、限度額が最上位所得者となります。

保険税(保険料)に滞納があると認定証の交付が受けられない場合があります。

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		限度額		入院時食事代
		3回目まで	4回目以降(※2)	
上位所得者	ア 所得(※1) 901万円超	25万2600円 + (医療費-84万2000円) × 1%	14万 100円	1食460円 (一部260円の場合あり)
	イ 所得(※1) 600万円超～901万円以下	16万7400円 + (医療費-55万8000円) × 1%	9万3000円	
一般	ウ 所得(※1) 210万円超～600万円以下	8万 100円 + (医療費-26万7000円) × 1%	4万4400円	
	エ 所得(※1) 210万円以下	5万7600円		
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税	3万5400円	2万4600円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円

※1 国民健康保険税算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額など

※2 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額			入院時食事代
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(※5)	
現役並み所得者Ⅲ(※1)	課税所得690万円以上	25万2600円 + (医療費-84万2000円) × 1%	14万 100円	1食460円 (一部260円の場合あり)	
現役並み所得者Ⅱ(※1)	課税所得380万円以上	16万7400円 + (医療費-55万8000円) × 1%	9万3000円		
一般	現役並み所得者Ⅰ(※1)	課税所得145万円以上	8万 100円 + (医療費-26万7000円) × 1%		4万4400円
	課税所得145万円未満	1万8000円 (年間上限額14万4000円)(※4)	5万7600円		
低所得者Ⅱ(※2)		8000円	2万4600円	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 91日以上 1食160円	
低所得者Ⅰ(※3)			1万5000円	1食100円	

※1 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる方

※2 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税の方

※3 同一世帯の世帯主および被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円・給与所得がある場合は給与から10万円を控除)を差し引いたときに0円の方

※4 当年8月から翌年7月までの期間

※5 過去12か月に3回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

後期高齢者医療保険料特別徴収(年金天引き)を平準化します

問合せ先 保険年金課高齢者医療担当

■平準化しない場合(変更前)：(例)保険料が年間4万9200円の場合

令和2年度	令和3年度						年間保険料額
本徴収	仮徴収			本徴収			
2月 800円	4月 800円	6月 800円	8月 800円	10月 1万5600円	12月 1万5600円	令和4年2月 1万5600円	

令和3年度	令和4年度						年間保険料額
本徴収	仮徴収			本徴収			
2月 1万5600円	4月 1万5600円	6月 1万5600円	8月 1万5600円	10月 800円	12月 800円	令和5年2月 800円	

■平準化した場合(変更後)：(例)保険料が年間4万9200円の場合

令和2年度	令和3年度						年間保険料額
本徴収	仮徴収			本徴収			
2月 800円	4月 800円	6月 800円	8月 2万3000円	10月 8200円	12月 8200円	令和4年2月 8200円	

平準化…8月の仮徴収額を調整することで、以降に特別徴収される額をできるだけ均等にします

令和3年度	令和4年度						年間保険料額
本徴収	仮徴収			本徴収			
2月 8200円	4月 8200円	6月 8200円	8月 8200円	10月 8200円	12月 8200円	令和5年2月 8200円	

(注意事項)

- ①平準化により年間の保険料額が変わることはありません
- ②仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象になりません
- ③平準化を行う時点では、本年度の年間保険料額は確定していないため、前年度と同程度であると仮定し算定します
- ④毎年所得の変動が大きい場合などは、特別徴収される額が均等にならない場合があります

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)は4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。このうち、4月・6月・8月に納めていただく保険料額(仮徴収)は、前年度

の2月の保険料額と同額としています。仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方は、特別徴収される額が年間を通じて、できるだけ均等になるように、8月の仮徴収額を変更します。

夏の交通事故防止運動を実施します

問合せ先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、夏の解放感から起こる交通事故を防止するため、夏の交通事故防止運動を実施します。

ぼんやりと運転したり、他のことを考えたりしながら運転する状態のことを「漫然運転」といいます。前方を見ながら運転していますが、運転に集中していないため、車や歩行者、信号機などに気付くことができず、重大な交通事故の原因となります。注意力散漫な状態でハンドルを握っているため、中央線からはみ出す、一定の車間距離が保てない、ブレーキ操作が遅れる、無意識のスピード超過などの兆候が現れます。

漫然運転は、運転に慣れるにつれて、緊張が緩み、油断しているときこそ、陥りやすくなります。慣れた道では、「きつと大丈夫」、「人は出てこないはず」という「だらう運転」になりがちです。「もしかししたら」と危険予測を怠らず、「信号よし!」など声に出して運転する「コメントリー運転」を行い、安全確認

をしましょう。集中力が保たれるだけでなく、居眠り運転の予防にもなります。

また、睡眠不足や疲れが溜まっているときは、眠気に襲われたり、頭が「ぼーっ」として、漫然運転になりやすくなります。運転中、眠気を感じたり、集中力が低下しているときは小まめに休憩を取り、気分をリフレッシュさせましょう。

もしも、体調不良や悩みがあり、運転に集中できない場合は、運転を控えて他の交通手段を利用することも大切な安全対策のひとつです。

実施期間
7月15日(木)～24日(土)

市運動重点
コメントリー運転の推進

街頭指導
日時 7月16日(金)10時～
場所 カインズホーム鶴ヶ島店



介護保険は社会全体で支える仕組みです①

問合せ先 介護保険課介護保険担当

介護保険料は、皆さんが必ず要とする介護サービス費用などをまかなうための大切な財源です。今年度分の納付通知書は7月上旬に発送します。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

原則として、年間18万円以上の年金を受給している場合には、保険料は年金から差し引かれる「特別徴収」となります。

それ以外の方は、納付書または口座振替による「普通徴収」となります。

介護保険料の減免制度

次の各事由に該当し、保険料の納付が困難な方は、介護保険課にご相談ください。

- ・なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度については、13ページをご覧ください。
- ・災害により住宅などに著しい損害を受けた場合
- ・病気や事業損失などにより、主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合
- ・刑事施設などに収容されている場合

介護サービスを利用している方へ

要介護・要支援認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方には、介護サービスを利用するときの自己負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に発送しますので、ご確認ください。

介護サービス費が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が高額になったときは、限度額を超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。8月から制度改正により「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額が設定されました。

介護保険施設を利用したとき

介護保険施設を利用した際の居住費、食費について、一定の条件に該当する方は、介護保険から給付を受けることにより、自己負担が軽減されます。8月からの制度改正により一部条件が変わりますのでご注意ください。

給付を受けるには市への申請が必要です。

【65歳以上の方の介護保険料の決まり方】

保険料段階	対象となる方	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1万6200円
第2段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	2万7000円
第3段階	市民税非課税世帯で本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	3万7800円
第4段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4万3200円
第5段階	世帯課税で本人非課税、かつ本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5万4000円
第6段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	6万2100円
第7段階	本人市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	6万7500円
第8段階	本人市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7万2900円
第9段階	本人市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	7万8300円
第10段階	本人市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	8万3700円
第11段階	本人市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	8万9100円
第12段階	本人市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	9万4500円
第13段階	本人市民税課税で合計所得金額が1000万円以上の方	9万9900円

【高額介護サービス費】

区分	限度額
年収約1160万円以上の方	14万100円(世帯)
年収約770万円以上1160万円未満の方	9万3000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	4万4400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	
世帯全員が住民税非課税	2万4600円(世帯)
	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
生活保護受給者の方など	1万5000円(個人)

介護保険は社会全体で支える仕組みです②

問合せ先 介護保険課介護保険担当

【負担限度額】

利用者負担段階	所得の状況 ※1	預貯金などの資産の状況 ※2	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方など	単身 1000万円以下 夫婦 2000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身 650万円以下 夫婦 1650万円以下	490円 (420円)	370円			1310円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身 550万円以下 夫婦 1550万円以下	1310円 (820円)		1310円	1310円	
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身 500万円以下 夫婦 1500万円以下		1310円			1310円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所したとき、または短期入所生活介護を利用したときの金額

【 】内の金額は、短期入所生活介護、または短期入所療養介護を利用したときの金額

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚なども含む)の所得も判断材料となります

※2 預貯金などに含まれるもの/資産性があるもの(たんす預金含む)、換金性が高いもの(株式、国債などの有価証券)、価格評価が容易なもの(金・銀などの貴金属)

※ 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金などの資産が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下が支給対象です。不正があったときは、加算金を設けます

浄化槽の適切な管理で身近な水環境を守ろう

申請・問合せ先 生活環境課環境保全担当

浄化槽は、維持管理が適正に行われないと浄化槽の正常な機能が発揮されず、悪臭や騒音、蚊・ハエの発生など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、水質汚濁の原因にもなります。

このため浄化槽法では、浄化槽を使用している方に対して、3つの維持管理を法律により義務付けています。

①保守点検(回数は設置されている浄化槽による) 装置の調整、消毒薬の補充

※ 埼玉県登録業者は、ホームページをご覧ください

②清掃(回数は年1回以上) 汚泥などの引き抜き

※ 許可業者は、市ホームページをご覧ください

③法定検査(回数は年1回以上) 機能診断、水質検査

検査機関
埼玉県環境検査研究協会
(☎048・649・5151)

そのほかに浄化槽の設置、廃止、管理者変更・構造などの変更時には、市への届出が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

合併処理浄化槽へ転換する場合は、浄化槽の設置費用の一部を補助します

川の汚れの多くは、生活排水が原因となっています。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することにより、川への汚れを大幅に減らすことができます。

市では、水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換費用の一部を補助しますので、ご活用ください。

補助金額(令和3年度上限額)

5人槽 74万2000円
7人槽 82万4000円
10人槽 95万8000円

※ くみ取り便槽からの転換は補助金額が異なります。詳しくは市ホームページで確認してください

申請期限 12月28日(火)

※ 予算がなくなり次第終了手続き 補助金の交付は、転換する浄化槽が環境配慮型であることや対象地域などの制限があります。補助を受けようとする場合は、着工前に交付申請書の提出が必要ですので、必ず着工前にお問い合わせください。

あなたは水害にどう備えますか

問合先 安心安全推進課防災担当

今年の夏も、平年より降水量が多くなると予測されています。万一に備え、「鶴ヶ島市内水ハザードマップ」を再確認するなど、落ち着いて行動できるようにしましょう。

市の水害における避難

市内の一部地域で道路冠水や床下浸水が想定されています。水害で家屋が全壊するよ
うな被害は想定されていません。事前に親族や知人宅に避難することも考えましょう。

①**自宅**で避難 自身と自宅の安全が確保できたら、自宅で生活を続ける「在宅避難」をお願いします。

②**親族・知人宅へ避難** 水害は、気象予報などで、ある程度予測可能です。あらかじめ親族や知人宅に避難するなど、避難所以外の場所への避難も検討しておきましょう。

③**垂直に避難** 浸水のおそれがあっても、自宅で安全確保が可能な場合は、自宅の2階以上へ避難する「垂直避難」をお願いします。特に、夜間や豪雨時に外への避難は危険を伴い、二次災害となる可能性もあるため、注意しましょう。

④**避難所へ避難** 自宅、親族・知人宅への避難が難しい方や自主的に避難したい方のために、市民センターを中心に「自主(臨時)避難所※」を開設します。

※ 自主避難所は、気象状況に応じて、開設施設を決定します。開設状況は市ホームページや市役所に電話するなど事前の確認をお願いします

避難する際のお願

避難した方も役割を分担し、避難所運営に関わっていただく必要があります。また、大災害発生時は市の備蓄品だけでは足りません。皆さん一人ひとりが持参できるものは、持参するようお願いします。

普段から備蓄を

日頃から食料や水、非常用トイレ袋などを用意することで、在宅避難も可能となります。非常用トイレ袋は、ホームセンターなどで購入が可能です。ぜひ備蓄しましょう。

市の「避難指示」などの発令

坂戸市内を流れる高麗川がはん濫した場合に羽折町の一部が浸水すると想定されます。市では高麗川の水位状況や気象予報などの情報をも

とに判断し、緊急速報メール(エリアメール)※や防災行政無線などにより避難指示などを発令します。
内水はん濫は、短時間で状況が変化するため、避難指示などが発令されていない場合でも、身の危険を感じたら自主的に避難してください。

※ 緊急速報メール(エリアメール)は、国・県・市町村の様々な情報が配信されます。鶴ヶ島市の実情に合わせた情報を受信する可能性もあります。メール内容をよく確認して行動しましょう

自主防災組織を設立しませんか

問合先 安心安全推進課防災担当

自主防災組織とは

地域住民が自主的に防災活動を行う組織です。現在、市内では、80自治会のうちの42の自治会で設立されています。

なぜ自主防災組織が必要か

大規模災害発生時は、救助要請などが殺到することが予想され、防災関係機関の対応が行き届かない可能性があります。大規模災害を乗り切るには、地域の皆さん自らの手による救出救護や避難所の運営など、自主的な防災活動が重要です。

また、平常時についても地域で防災備蓄品の整備や、防災訓練、救命講習を実施することで、防災知識を深め、災害時に備えることができます。

ご相談ください

市では自主防災組織設立を検討している自治会向けに講座の開催や相談を受け付けています。自主防災組織の設立について不明な点がありましたら、ご相談ください。

補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

補助額

基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

基準額

5万円

加算額

150世帯から1世帯増えるごとに100円を加算



ふるさと納税などの寄附の活用について報告します

問合せ先 産業振興課商工労政担当

令和2年度に市内外の皆さんから5754件、2億2982万7000円の寄附をいただきました。そして、「寄附によるまちづくり基金」からの繰入金1億7494万円を充当し、様々な事業に活用させていただきました。

令和3年度寄附金の活用予定(主なもの)

- ・ 民間保育所、認定こども園などの運営支援
- ・ 小中学校図書館図書整備
- ・ 中学校の部活動への支援
- ・ 地域支え合い協議会の活動支援
- ・ 市民スポーツ行事の開催支援
- ・ 公園遊具の整備・修繕および公園・緑地などの適切な維持管理
- ・ 小中学校体育館のLED照明の導入
- ・ 高倉獅子舞の開催支援
- ・ 自治会の運営支援
- ・ 空き店舗への転入事業者支援など

令和2年度の寄附受入の状況

寄附金活用の指定メニュー	件数	寄附額
未来を担う子どもたちを応援する事業	3054	1億2364万5000円
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	537	1806万5000円
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	879	3517万5000円
文化・芸術活動を振興するための事業 ※	458	2141万5000円
活力に満ちたまちづくりのための事業	799	2753万7000円
指定なし	27	399万円
合計	5754	2億2982万7000円
うち ふるさと納税分	5750	2億2963万5000円

※ うち、「四年に一度の祈願！「脚折雨乞」の龍神に願う 地域の絆、交流の輪」への寄附 15件、135万円

令和2年度の寄附の活用実績

事業名	事業費	充当額	内容
未来を担う子どもたちを応援する事業	6億149万7000円	1億150万円	民間保育所などの運営支援、中学校の部活動の支援など
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	1856万3000円	1100万円	地域支え合い協議会の活動支援、健康づくり運動の普及など
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業	2億5276万1000円	3300万円	公園・緑地などの適切な維持管理、小中学校体育館のLED照明の導入など
文化・芸術活動を振興するための事業	1億7431万9000円	664万円	指定文化財の保存保護および適正な維持管理など
活力に満ちたまちづくりのための事業	4589万9000円	2080万円	シルバー人材センターの運営支援、自治会の運営支援など
市長が用途を指定する事業	265万2000円	200万円	中学校国際教育の支援など
合計	10億9569万1000円	1億7494万円	—————

東京2020オリンピック聖火リレーの実施に伴う交通規制のお知らせ

問合せ先 政策推進課政策担当

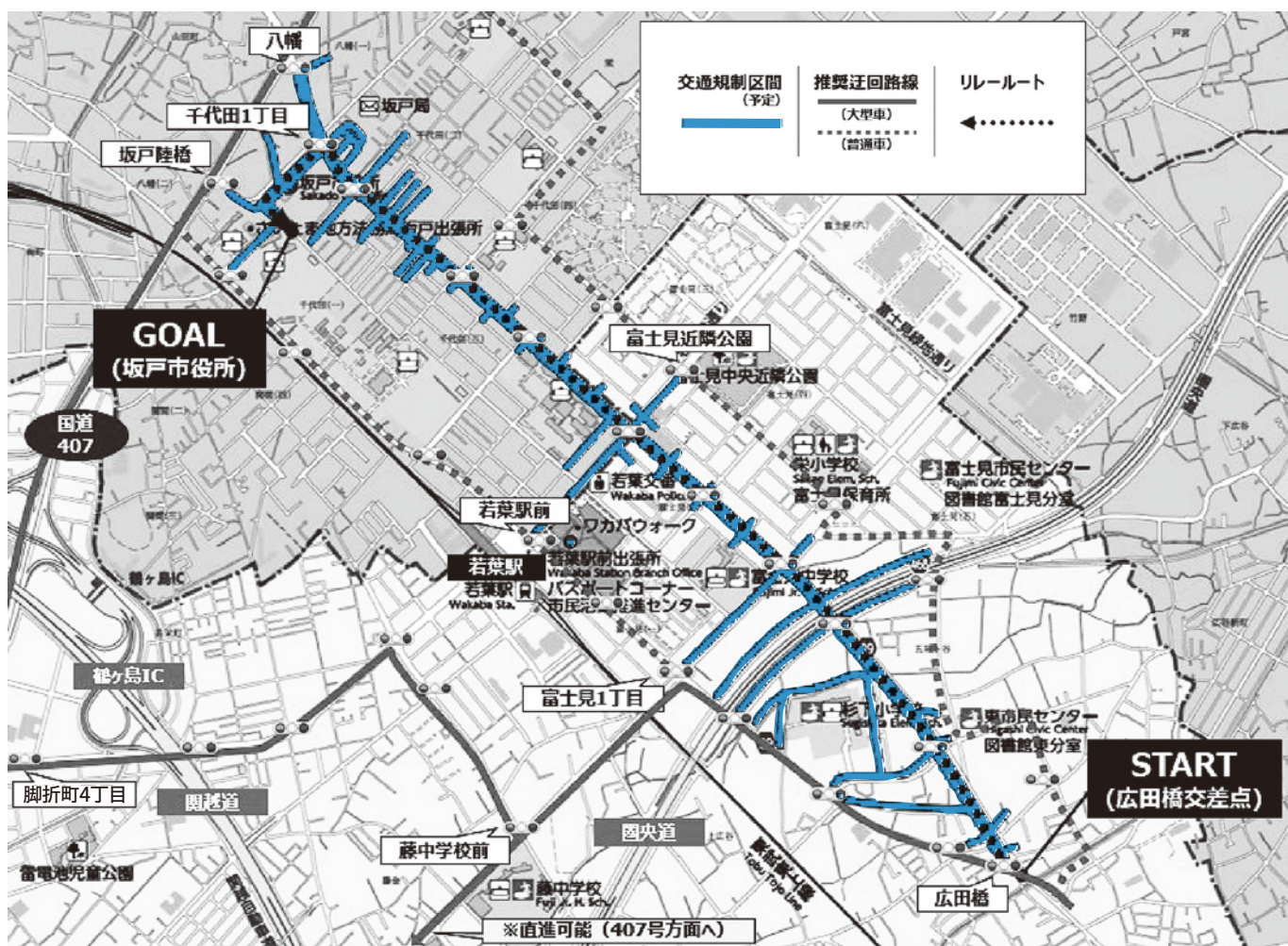
日時 7月8日(木)9時頃から11時頃まで
場所 県道39号川越坂戸毛呂山線

広田橋交差点(鶴ヶ島市)～坂戸市役所(坂戸市)

交通規制中、聖火リレールートおよび周辺道路では、車両の通行ができません。また、リレールートの道路は、自転車、歩行者の横断ができなくなります。迂回などのご協力をお願いします。
 交通規制に伴い、つるワゴンなどの交通機関にも一部運休や遅れなどが生じる場合があります。また、ごみの収集時間が遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。



市HPはこちら



聖火リレーの観覧について

聖火リレーの様子は、NHK聖火リレーインターネットライブ中継でも視聴できます。



インターネットライブ中継

沿道で観覧をする場合は、新型コロナウイルス感染症対策を行ってください。



マスクの着用



人との間隔をあける



大声を出さない



体調不良の場合は観覧しない

東京2020大会の安全・安心な開催に向けて

問合先 西入間警察署 ☎284・0110



埼玉県警察では各会場を中心とする県内全域で警戒警備を強化します。安全・安心な大会を実現するため、次の点について、ご理解とご協力をお願いします。



テロの未然防止に 皆さんのご協力を！

世界的注目が集まるオリンピックなどは、テロの標的となる可能性が否定できません。警察では日頃から民間事業者・行政機関などと連携しながら様々なテロ対策を推進していますが、テロを未然に防ぐためには地域住民の皆さんのご協力（監視の目）が欠かせません。皆さんの身近な場所で不審な物（者）に気づいたときは、迷わず警察または施設管理者などに通報をお願いします。



ドローンなどの飛行が 禁止されます

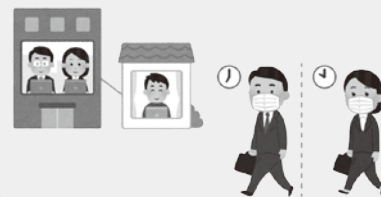
東京2020大会および同聖火リレーの開催にあわせて、競技会場、聖火リレールートなどの周辺では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別措置法に基づき、ドローンなどの飛行が一時的に禁止になります。軽量モデルの「トイドローン」であっても規制対象になりますので、禁止場所で飛ばさないようにご注意ください。



詳細はこちら

交通混雑緩和に ご協力ください

東京2020大会期間中は、通常時の交通量に選手らを輸送する大会関係車両が加わるにより、一部の高速道路や会場周辺を中心に激しい交通渋滞が予想されます。計画的な休暇の取得やテレワーク、時差出勤、混雑ルートと時間の回避にご協力をお願いします。



新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

7月1日付けで厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。
民生委員・児童委員とは
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや、地域住民の方が抱える問題についての身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。
民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねることとさ

れています。

また、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する「主任児童委員」がいます。

【主な担当区域・氏名】

脚折北部、脚折町一丁目一部、
竹村哲雄さん
脚折第三・佐久間眞理子さん
かわつるグリーンタウン松ヶ丘・伊藤恵子さん
南町一丁目・高橋淑子さん
栄小学校区（主任児童委員）
田中都代さん



民生委員・児童委員

水切りでごみの減量にご協力を！

問合先 生活環境課環境推進担当

高倉クリーンセンターで燃やすごみの約50%が水分です。生ごみの水分を減らすことで生ごみの臭い防止とごみの減量・CO2削減に役立ちます。
簡単にできる水切り参考例
○野菜などは、いらぬ皮などをむいてから洗い、いらぬ皮などは濡らさないようにしましょう
○三角コーナー（水切りネットなど）には、水気のあるものだけを入れ、水気のないものはかのごみ袋に直接入れるなど、余分な水分を吸わせな

ようにしましょう

○ごみを出す前に三角コーナーや水きりネットなどの生ごみを、手やペットボトルの底の部分などで押しつぶしたり、振ったりして水切りを十分に行いましょう

○日に干すなどして乾燥させると、より良いでしょう

一人ひとりが少しずつでも取り組むことで、環境への負荷を減らすことにつながります。皆さんのご協力をお願いします。

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ☎281・3119



先輩職員から車両の説明を受けている様子

鶴ヶ島市、坂戸市出身の
消防官が活躍中！

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、4月1日に新規採用職員8人を迎えました。採用から1か月、消防活動の基礎を学ぶ訓練を終え、現在はそれぞれ配属された消防署に勤務し、火災出場など第一線で活動しています。

当組合では「地元で働き、生まれ育った街を守りたい」という思いから、鶴ヶ島市出身、坂戸市出身の職員が大勢活躍しています。

8月には来年度の採用募集が行われます。これから消防官を目指す若い世代の皆さんに向けてのメッセージと市民を守る消防官としての今後の抱負をお話いただきました。

【新規採用職員の声①】
吉野結衣 消防士

鶴ヶ島市立藤中学校出身。専門学校卒業後、自衛隊で3年間勤務し、今年4月に採用



消防の仕事でも女性が活躍する場が増えていきます。私は高校生のとき、消防署見学で

女性消防官が訓練をしている姿を見て消防官を志しました。

初めて消防職員採用試験を受験した際は採用されず、自衛官となり救急活動を担う部隊に所属しながら試験を受け続けました。何度もあきらめずに挑戦したことで、消防官になる夢を叶えることができました。

まだまだ覚えることばかりですが、これからは救急救命士を目指し、たくさん経験を重ねていきたいです。

【新規採用職員の声②】
山口大貴 消防士

坂戸市立坂戸中学校出身。大学を卒業し、今年4月に採用



大学生のとき、助けを求めている人の所にいち早く駆けつけたいと思える仕事に就きたいと思える消防官を志しま

した。

消防官になるために、こつこつと勉強し準備を重ね、採用試験に合格することができました。何事も積み重ねが大切だと実感しています。

大学時代にたくさん消防署を見学していく中で、私は火災を未然に防ぐ「予防業務」に興味を持ちました。今後は消防隊として現場活動をしながら、予防業務に従事できるように勉強を続けていきたいです。

※ 新規採用職員の募集要項については、10ページをご覧ください
※ 新規採用職員訓練の様子をYouTubeで公開中！

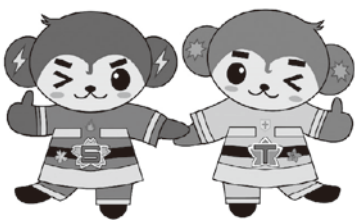


YouTubeはこちら

令和3年度
鶴ヶ島市消防団役員紹介

- 団長 瀧嶋 正紀 (たきしま まさのり)
 - 副団長 内野 和浩 (うちの かずひろ)
 - 副団長 中嶋 健治 (なかしま けんじ)
 - 指導部長 清野 浩祐 (せいの こうすけ)
 - 指導部長 齊藤 真宏 (さいとう まひろ)
 - 第一分団長 登坂 一彦 (とさか いっぴん)
 - 第二分団長 小鮒 勇介 (こぶな ゆうすけ)
 - 第三分団長 池田 貴弘 (いけだ たかひろ)
 - 第四分団長 山田 吉徳 (やまだ よしのり)
- (敬称略)
- 問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合
消防本部管理課消防団担当
☎2813120

令和3年度消防組合の予算についてホームページで公開しています。



HPIはこちら